【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年６月25日
【会社名】	株式会社富士通ゼネラル
【英訳名】	FUJITSU GENERAL LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　斎藤　悦郎
【本店の所在の場所】	川崎市高津区末長三丁目３番17号
【電話番号】	０４４（８６６）１１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	法務部長　　鈴木　俊祐
【最寄りの連絡場所】	川崎市高津区末長三丁目３番17号
【電話番号】	０４４（８６１）７６２７
【事務連絡者氏名】	法務部長　　鈴木　俊祐
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

2015年６月23日開催の当社第96期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2015年６月23日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　剰余金の処分の件
期末配当に関する事項
① 配当財産の種類
金銭
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき10円　　総額1,046,407,650円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2015年６月24日

第２号議案　定款一部変更の件
① 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に変更する。
② 当社は経営の監督と執行の分離を目的とし、2006年より経営執行役制度を導入しているが、今回、経営執行役の選任方法および役割等を明確にするため、経営執行役に関する規定を新設する。
③ 最適な経営体制の機動的な構築を可能とするため、取締役だけでなく経営執行役から社長を選出できるよう所要の変更を行う。
④ 2015年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、所要の変更を行う。

第３号議案　取締役11名選任の件
取締役として、村嶋純一、斎藤悦郎、酒巻久、半田清、廣﨑久樹、庭山弘、川島秀司、小須田恒直、松本清二、渡部信之、海老澤久寿の各氏を選任する。

第４号議案　監査役１名選任の件
監査役として、井上彰氏を選任する。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件
補欠監査役として、村島俊宏氏を選任する。

第６号議案　役員賞与支給の件
当期末時点の常勤取締役９名および常勤監査役２名（うち社外監査役１名）に対し、役員賞与総額136,944千円（取締役分124,044千円、監査役分12,900千円（うち社外監査役分6,600千円））を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	可決要件	決議結果 (賛成割合)
第１号議案	88,653個	202個	0個	（注）１	可決（99.77%）
第２号議案	88,490個	355個	10個	（注）２	可決（99.58%）
第３号議案				（注）３	
村嶋　純一	87,865個	989個	0個		可決（98.88%）
斎藤　悦郎	88,470個	385個	0個		可決（99.56%）
酒巻　久	88,458個	397個	0個		可決（99.55%）
半田　清	77,666個	11,189個	0個		可決（87.40%）
廣﨑　久樹	88,370個	485個	0個		可決（99.45%）
庭山　弘	88,370個	485個	0個		可決（99.45%）
川島　秀司	88,370個	485個	0個		可決（99.45%）
小須田　恒直	88,370個	485個	0個		可決（99.45%）
松本　清二	88,370個	485個	0個		可決（99.45%）
渡部　信之	88,370個	485個	0個		可決（99.45%）
海老澤　久寿	88,368個	487個	0個		可決（99.45%）
第４号議案	79,264個	9,590個	0個	（注）３	可決（89.20%）
第５号議案	67,084個	21,771個	0個	（注）３	可決（75.49%）
第６号議案	86,798個	2,056個	0個	（注）１	可決（97.68%）

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上